

議案第99号

東京都が管理する道路を本市の区域に設置することに関する協議について

東京都が管理する道路を本市の区域に設置することに関する協議について、
地方自治法第244条の3第3項の規定により議会の議決を求める。

令和2年6月1日提出

川崎市長 福田紀彦

1 目的

道路を供用するため

2 名称

都道府中町田線

3 位置及び面積

(1) 位置

川崎市麻生区黒川字西谷3019番の一部、黒川字西谷1648番の
一部、黒川字西谷1649番の一部（別図のとおり）

(2) 面積

591.68㎡

4 経費の負担者

東京都

5 その他

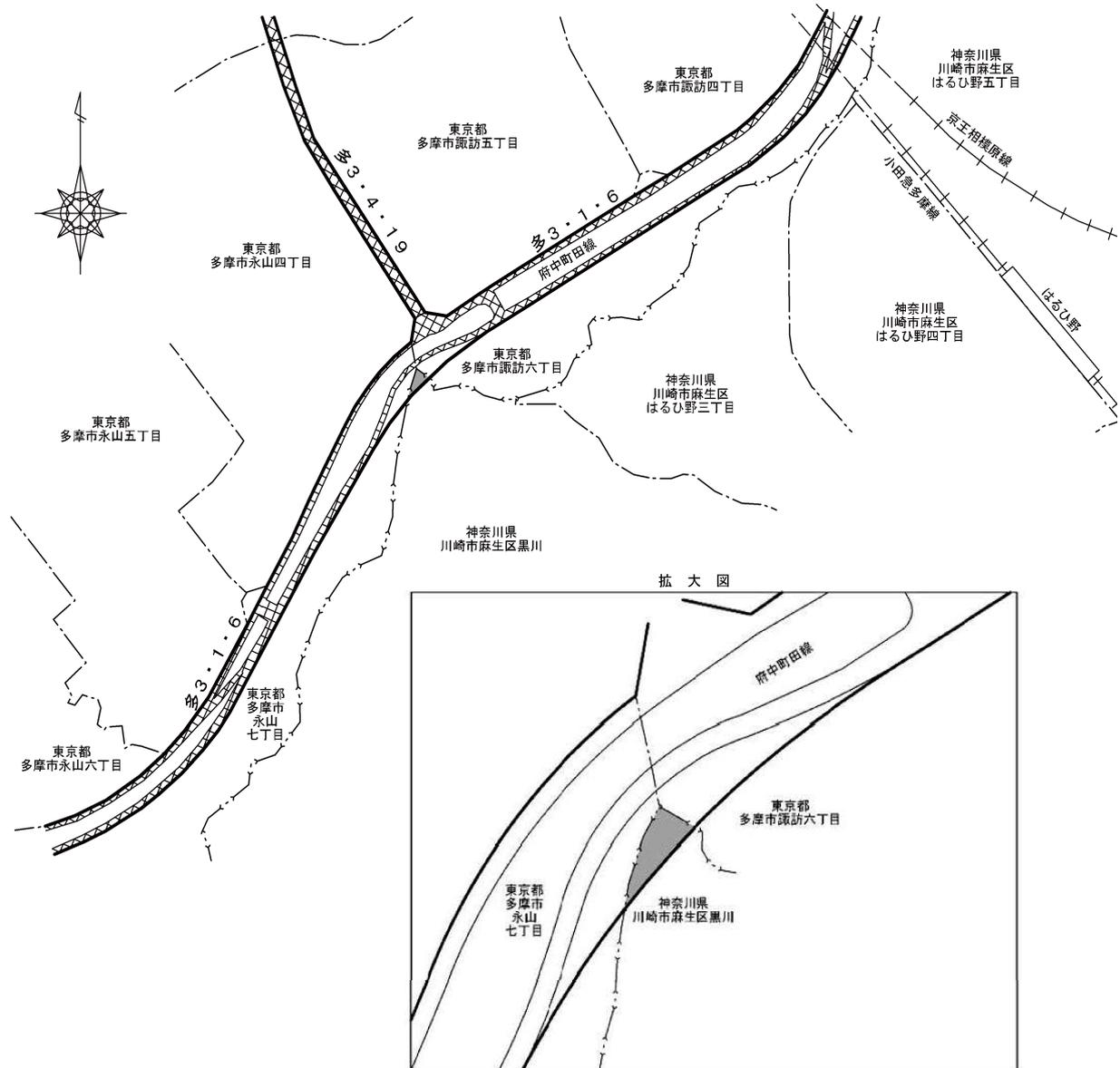
前各号のほか必要な事項は、川崎市長と東京都知事及び神奈川県知事が協議して定める。

参考資料

提案理由

東京都が管理する道路を本市の区域に設置することに関して、東京都知事から協議を求められたので、地方自治法第244条の3第3項の規定により提出する。

別図



拡大図

